

2016 年度シニアサッカーリーグ（60 歳以上）運営要項

- 第 1 条 この運営要綱は平成 28 年度（公財）茨城県サッカー協会シニア委員会のシニアサッカー（0-60）について定めたものである。
- 第 2 条 リーグを運営するためにリーグ運営委員会を設け、次の担当者を設ける。
1. リーグ運営責任者（シニア委員長）
 2. チーム運営委員（各チームより 1 名選出する。）
- 第 3 条 業務分担
- リーグ運営委員会は、リーグ戦実施に係る取りまとめ、試合結果のとりまとめ、記録の作成・報告及びリーグ運営要綱の改正等の業務を円滑且つ適切に処理するために、各担当者の役割・責任等を定めリーグ運営を実施する。
- 第 4 条 会 議
1. リーグ運営委員会の開催は、リーグ運営責任者が招集する。
 2. リーグ運営委員会の運営、決定事項に対し意義がある場合は、シニア委員会に審議を要請することができる。この場合、シニア委員会の決定事項に従わなければならない。
- 第 5 条 参加チームと参加資格
1. 参加チームは（公財）日本サッカー協会にシニア加盟登録した茨城県のチームで構成する。
 2. 1957 年（昭和 32 年）4 月 1 日以前生まれの 2016 年度（公財）日本サッカー協会登録選手により構成されたチームとする。
- 第 6 条 新規加盟
- リーグ戦の参加はリーグ戦開始からとし、途中からの参加は原則として認めない。
- 第 7 条 組み合わせ及び日程
1. 組み合わせは、リーグ戦の始まる前月を目途に決定する。
 2. リーグ日程は、原則 5 月から 6 月末迄に前期日程を終了させる。
 3. 後期日程は、原則 9 月から 10 月末までに終了させる。
- 第 8 条 リーグ戦方式
- リーグ戦の方式については、次のとおりとする。
- ・ 前期・後期共総当たり 1 回戦を行う。
 - ・ 試合時間：リーグは 40 分（20 分ハーフ）とする。
 - ・ ハーフタイムのインターバルは 5 分とする。（前半終了から後半開始まで）
 - ・ 自由な交替を適用する。（一度退いた競技者も再び出場ができ、何回でも交代可能とする。）但し、予めシニア委員会に提出し認められた、2016 第 3 回茨城県シニアリーグメンバー表兼登録用紙（0-60）に記載されている選手とする。
- 第 9 条 試合結果は勝ち点制とし、次のとおりとする。
- ・ 勝利チーム：3 点
 - ・ 引き分け：1 点
 - ・ 敗戦チーム：0 点
- なお、チームが棄権した場合は、0 - 3 で敗戦処理するものとする。

第 10 条 試合球

1. 試合球は（公財）茨城県サッカー協会シニア委員会 で準備する。

第 11 条 眼鏡

プラスチックあるいは類似の素材でできた最近のスポーツメガネ以外は使用できない。

第 12 条 メンバー提出用紙及び選手証の提出

1. 試合開始 30 分前に 2016 第 3 回茨城県シニアリーグメンバー表兼登録用紙及び選手証をリーグ運営本部員に 3 部提出する。
2. 選手証を持参していない選手の試合出場はできない。

第 13 条 懲罰

1. 退場を命じられた選手は、次の 1 試合を出場停止とする。それ以降の処置については、シニア委員会規律・フェアプレー委員会で決定する。
2. 未登録選手及び他チームの登録選手を試合起用した場合は、シニア委員会規律・フェアプレー委員会で処分を決定する。
2. 累積警告が 2 回となった選手は、次の 1 試合に出場できない。

第 14 条 順位の設定

前期リーグ戦の結果により、勝ち点の多い順番に順位をつける。ただし、勝ち点と同じ場合は次の順序に従い決定する。

- 1) 当該チームの対戦成績で勝利したチームが上位
- 2) ゴールディファレンス（総得点－総失点）が多いチーム
- 3) 総得点
- 4) 前項によりなお同一であり、かつ順位の設定をする場合（第 1 位のチームまたは第 2 位のチーム）は、リーグ運営委員会が決定戦を実施する。決定戦は、1 回行い、時間内に決定しないときは 10 分の延長を 1 回行う。なお、決しないときは PK 戦で決定する。また、それ以外の順位を設定する必要がある場合は、シニア委員会で抽選により決定する。

第 15 条 責務

リーグ戦の結果により、次の義務を負う。

リーグ戦の前期準優勝チームは本年度に限り当該年度の関東シニアサッカー選手権大会（60 歳以上）に出場する責務を負う。前期・後期の 1 位のチームは全国シニア（60 歳以上）サッカー関東予選大会に出場する責務を負うものとする。なお、前期・後期の 2 位チームは次年度の関東シニアサッカー選手権大会（60 歳以上）に出場する責務を負うものとする。

第 16 条 表彰

1. リーグ戦の成績に基づき（財）茨城県サッカー協会シニア委員会より次の表彰を行う。

・ 1 位チーム	賞状及び盾
・ 2 位チーム	賞状

第 17 条 罰 則

1. 以下の事項に該当する行為が発生した場合は、リーグ運営委員会は、処分を決定する。
 - 1) 試合の棄権
 - 2) チーム審判員の不履行及び遅刻

第 18 条 チーム運営委員

1. チーム運営委員は試合中、次の事項を行なう。

- ・ 試合結果及び警告を受けた選手名、退場選手名及びそれぞれの理由、得点者を別途定める「試合記録用紙」に記録する。
- ・ ゴミ等の処分が適切に終了していることを確認する。

第 19 条 補 則

1. 審判員の養成

チーム内には最低 3 名以上の有資格審判員を有すること。

2. GKの不測の交替時の対応（ユニフォームの取り扱いについて）

GKが反則退場又は負傷退場した場合で、登録された選手にGKがない場合、登録の選手に限りGKとしてプレーすることが出来る。この場合、それまでのGKのユニフォームを使用することが出来る。

3. トラブル及び運営面での疑問点

リーグ戦でのトラブル及び運営面での疑問点等が生じたときは、リーグ運営責任者へ問い合わせをすること。

4. 試合の棄権について

棄権試合を繰り返し行なったチームは、次年度のリーグ戦の参加を自粛させることがある。

(付 則)

1. この要項は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。